

愛知県立高専サポーター制度実施要綱

(名称)

第1条 本制度は、「愛知県立高専サポーター制度」（以下「サポーター制度」という。）と称する。

(目的)

第2条 サポーター制度は、愛知県立高等専門学校（以下「県立高専」という。）の設置者である愛知県公立大学法人（以下「大学法人」という。）及び愛知県が共同で運営する制度であり、県立高専の教育研究に協力する意思のある企業・団体（以下「企業等」という。）と県立高専との連携の基盤となり、県立高専での学びがより充実したものとなることで、社会や産業界のニーズに対応した人材を輩出し、愛知県における地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 サポーター制度は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県立高専の教育研究の充実に関すること
- (2) 地域産業の発展に関すること
- (3) その他サポーター制度の目的達成に必要なこと

(対象)

第4条 次の各号の企業等を対象とする。

- (1) 企業とは、会社法第2条第1号に定める会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)又は中小企業基本法第2条に定める中小企業者等をいう。
- (2) 団体とは、前号の企業以外の組織で、業界団体、商工会議所、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、医療法人、学校法人、信用金庫、信用組合、協同組合をいう。

(対象要件)

第5条 サポーター制度に登録する企業等は、次の各号のいずれも満たさなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前項に掲げる者のほか、大学法人又は愛知県が、県立高専の連携先として不適当と認める者でない企業等を対象とする。

(登録費)

第6条 登録費は徴収しない。

(申請方法)

第7条 サポーター制度への登録を申請しようとする企業等は、オンラインでの申請により登録を申し込むものとする。

(登録)

第8条 前条により申請のあった企業等について、第5条の要件に基づき審査し、要件を満たす企業等に対しては、申請を受理した日の属する月の翌月20日までに登録するとともに、登録後は速やかに県Webページで公開する。

(辞退)

第9条 サポーター制度に登録された企業等（以下「サポーター企業等」という。）が登録継続の意思を失ったときは、辞退を届け出るものとする。

(登録の取消し)

第10条 サポーター企業等が第5条に規定する要件に適合しなくなつたと認められるとき、又はその事実が明らかになったときは、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付してサポーター企業等にその旨を通知するものとする。

3 登録の取消しを受けたときは、特別な事情が認められない限り、取消してから3年経過するまで再申請できないものとする。

(事務局)

第11条 サポーター制度の事務局は、当分の間、愛知県県民文化局学事振興課高専設置準備室内に置くものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 9 日から施行する。